

## 下野市 市有地（普通財産）

### 公売募集案内

下野市所有の土地（普通財産）を随意契約（先着順）により売却します。

なお、公売する市有地は、**現況有姿での引渡し（※）**となりますので、土地の現況を**必ず事前によくご確認の上**、お申し込みください。

※ 公売地内に所在するごみステーション、消火栓の看板につきましては、契約後、撤去・移設いたします。

#### 1. 公売対象の市有地の地積及び販売価格（令和4年6月8日現在）

No.	地番	地積 (㎡)	地積 (坪)	売払価格 (円)	用途地域	備考
3	下古山二丁目 14-3	279.36	84.5	9,240,000	第1種低層住居専用	一部墓地跡
5	文教三丁目 2-1	125.19	37.8	2,670,000	第1種住居	一部墓地跡

※ 上記公売地は、令和4年6月8日現在での状況です。売却状況によって変更しますので、詳しくは市役所総務人事課でご確認ください。

#### 2. 申込者の資格

申請できるのは法人及び個人とし、（1）から（3）に該当する方とします。

（1）土地売買契約から60日以内に土地代金を全額支払うことができる方。

（2）市税等の収納金を完納している方。

（3）以下の項目に該当しない方。

①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない方。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する方。

③その他市長が不相当と認めた方。

#### 3. 申込方法

前条の資格要件を備え、市有地の購入を申し込もうとする者は、申込書(様式第1号)その他必要書類を添えて提出してください。

申込書の提出先及び提出方法等は以下のとおりとなります。

(1) 提出期間

**随時受付となります。**

※ 土日、祝日、年末年始を除く平日で午前9時から正午、午後1時から午後4時まで。

(2) 提出場所

下野市笹原26番地

下野市役所 総務人事課 管財グループ(庁舎2階)

電話：0285-32-6065

(3) 提出書類(提出部数各1部)

	提出書類	法人	個人
①	申込書	○	○
②	住民票の写し(申込人個人のもので可) ※		○
③	身分証明(市が発行するもの) ※		○
④	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※	○	
⑤	印鑑証明書 ※	○	○
⑥	市税の納税証明書 ※	○	○

※ ②、③、④、⑤、⑥については、発行後3ヶ月以内の原本とします。

(4) 提出方法

提出期間に提出場所への直接持参のみとします。

(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

(5) 申込にあたっての留意事項

① 申込前に必ず現地確認を行ってください。

② 売買契約の契約者は、申込書に記載された申込者となります。

③ 申込時に提出した書類は返却いたしません。

(6) 申込資格の審査

申込書等により申込資格について審査を行い、申込資格に不備がないと認められた方で、申し込みの一番早い方を契約の相手(以下「購入者」とする。)として決定します。

※ 審査の過程で、申込書類等の内容について、申込者に説明を求めることがあります。

購入者には、後日決定通知書及び契約保証金に係る納付書を交付します。

購入者と契約に至らなかった場合、又は契約解除となった場合には、申込順に従って、次の申込者を契約の相手方として決定します。

(7) 契約の締結

購入者は、通知日から30日以内に契約書により契約を締結してください。

※ 購入者が期間内に契約を締結しないときは、決定を取り消す場合があります。

購入者は、契約代金の100分の10に相当する金額の契約保証金を契約締結日に納付してください。(契約保証金は、契約代金に充当します。)

※ 契約保証金の納付後、契約に至らなかった場合には、契約保証金をお返しします。この場合、契約保証金には利子は付きません。

#### (8) 所有権の移転

契約代金が全額納付されたときに所有権が移転されます。

土地の所有権移転の登記は市が行います。

なお、名義人は、購入者とし、所有権移転登記に必要な登録免許税等諸費用は購入者の負担となります。

### 特記事項

#### 1. 地区内の建築物等について

当公売地は、都市計画法により、用途地域の指定がされており、土地利用及び建築行為については、都市計画法及び建築基準法の適用を受けることとなりますが、風俗営業及び性風俗特殊営業その他これに類する業の用途、及び暴力団その他反社会的団体が公序良俗に反する用途には使用できません。

#### 2. 事前調査等について

当公売地は、現況有姿での引渡しとし、現地説明会等を行いませんので、現地及び土地の利用制限等の諸規制を必ずご自身で確認するようにしてください。

また、当公売地は、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査について実施しておりません。調査を希望される方は、必ず事前に総務人事課管財グループまでご連絡の上実施してください。

#### 3. 地積等について

当公売地は、公簿売買となります。

また、本件に際して、隣接地権者との筆境確認書は取り交わしておりません。

#### 4. 供給処理施設等について

当公売地は、電気、上下水道、ガス等の各戸への引込、空中架線の撤去、街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は、購入者負担となります。

## 5. 引渡しについて

当公売地は、現況有姿での引渡しとなります。よって、工作物、電柱、樹木などを含んだ状態で、また越境物がある場合についても現況有姿のまま引き渡すこととなります。

ただし、当公売地内に所在するごみステーション、消火栓の看板につきましては、契約後、撤去・移設いたします。

(当公売地の一部に既に設置、又は設置が予定されている電柱・支線等について、土地の引渡し以降に各電柱管理者等（NTT、東京電力等）と、土地使用について、土地使用契約の締結または承諾書等での手続きが必要となります。)

また、引渡しを受けた後、土地に数量の不足その他隠れた瑕疵あることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

## 6. 造成等について

当公売地では、一部埋め立て造成により覆土されておりますが、多少の碎石等が混入している場合があります。

## 7. 土地の管理について

引渡し後の土地の管理は、契約者の責任において除草等適切な管理を行ってください。

問合せ先：下野市役所 総務人事課  
(下野市役所庁舎2階)

☎0285-32-6065